

被災高齢者等把握事業

令和3年度予算額: 2,571,935千円の内数
※在宅福祉事業費補助金

事業内容

地震、台風及び豪雨等の自然災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施することを目的とする。

※ 被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対し、支援の届かない被災者をつくらないことを目的として、災害の発生より概ね3か月以内の間で集中的に行う事業。（それ以降は既存の一般施策活用することを想定。）

○実施主体： 災害救助法の適用を受けた都道府県、指定都市、中核市及び市町村
※民間団体（介護支援専門員等の職能団体等）へ委託可

○補助率： ①特定非常災害の指定がある場合 10 / 10
②上記以外の場合 1 / 2

障 発 0430 第 4 号
老 発 0430 第 2 号
令 和 2 年 4 月 30 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

被災高齢者等把握事業の実施について

標記の事業実施については、別紙「被災高齢者等把握事業実施要綱」により行うこととされ、令和2年4月1日から適用することとされたので通知する。

被災高齢者等把握事業実施要綱

1 目的

地震、台風及び豪雨等の自然災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらぬ取組を一定期間、集中的に実施することを目的とする。

2 被災高齢者等の把握事業

(1) 実施主体

本事業の実施主体は、次のいずれかによるものとする。

ア 直接補助として行う場合

この場合の実施主体は、災害救助法の適用を受けた都道府県、指定都市、中核市（以下「被災都道府県等」という。）とする。

ただし、被災都道府県等は本事業を適切に実施できると認める民間団体（介護支援専門員等の職能団体等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

イ 間接補助として行う場合

この場合の実施主体は、災害救助法の適用を受けた市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）又は被災都道府県等が本事業を適切に実施できるものとして認める民間団体（介護支援専門員等の職能団体等）とする。

なお、市区町村が実施主体の場合には、本事業を適切に実施できると認める民間団体（介護支援専門員等の職能団体等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(2) 事業内容

被災した在宅高齢者等に対して、介護支援専門員等の職能団体から派遣された専門職により、災害救助法の適用から概ね3か月以内の間で、集中的に以下のような事業を実施する。

なお、公共インフラの復旧及び避難所設置期間が長期化するなど、安定した在宅生活を送るまでになお一定の時間を要し、かつ一般施策での対応が困難な状況である場合は、厚生労働省と協議の上、上記実施期間の調整を行うことができる。

ア 避難行動要支援者名簿等に基づく被災した在宅高齢者等への個別訪問による現状把握の実施

- イ 必要に応じた関係支援機関へのつなぎの実施
- ウ 個別訪問に基づく専門的な生活支援等の助言の実施
- エ その他被災者の状態悪化の防止を図るため、被災高齢者等の把握と一体的に行うことが効果的な取組として実施主体が必要と認めた事業

(3) 留意事項

ア 個人情報の取扱い

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、個人情報の適切な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員が業務上知り得た秘密を漏らさないよう、関係者への周知徹底を図るなどの対策を適切に行うこと。

イ 実施状況に関するデータの整理

本事業による政策効果を検証するため、個別訪問による現状把握等による被災者支援の実施状況に関するデータを整理しておくこと。

ウ 本事業に係る補助金の使途

本事業は、状態の悪化が懸念される高齢者をはじめとする在宅被災者に対して支援の届かない被災者をつくらないことを目的として実施する事業であることから、被災者以外を対象とする一般施策とは経理を厳格に区分し、本事業に係る補助金を当該一般施策に流用することのないようにすること。

エ 次に掲げる事業及び経費は、本事業の対象とはしない。

- (ア) 災害発生以前から実施している事業及び災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）の適用を受けていない市区町村の区域において実施する事業
- (イ) 民間団体の協力を受けずに行政職員が直接実施する事業
- (ウ) 災害救助費の支出対象となる事業
- (エ) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- (オ) 都道府県又は市区町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業
- (カ) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

オ その他

実施主体においては、本事業が災害発生時より概ね 3 か月以内の間で集中的に行う事業であることを見据えつつ、既存の一般施策への移行を含めた対応を検討し、本事業の効率的かつ効果的な事業実施に努めること。

3 国庫補助について

(1) 本事業の対象経費

被災高齢者等把握事業の実施に必要な給料、職員手当等、報酬、賃金、
共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備
品購入費、負担金、補助及び交付金

(2) 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算
の範囲内で補助するものとする。

(3) その他

本事業は、「在宅福祉事業費補助金の国庫補助について（平成4年3月
2日厚生省発老第19号厚生事務次官通知）」の別紙「在宅福祉事業費補助
金交付要綱」3（2）に規定する特別事業として交付の手続きを行うこと。

厚生省発老第19号
平成4年3月2日
最終改正 厚生労働省発老0514第3号
令和3年5月14日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

在宅福祉事業費補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「在宅福祉事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成3年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、平成元年12月6日厚生省発老第66号「在宅福祉事業費補助金の国庫補助について」は廃止する。

おって、平成2年度以前に交付された国庫補助金の取り扱いについては、なお、従前の例によるものとする。

また、貴都道府県内市町村長に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

在宅福祉事業費補助金交付要綱

(通 則)

- 1 在宅福祉事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほかこの交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、高齢者地域福祉推進事業に要する経費等の一部を補助することにより、高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、高齢者日常生活支援等推進費に係る（1）、（2）の事業を交付の対象とする。

(1) 高齢者地域福祉推進事業

平成13年10月1日老発第390号厚生労働省老健局長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」に基づき行われる次の①から④に定める事業。

- ① 老人クラブ事業として、老人クラブが行う活動に対し市町村が行う助成事業に対して都道府県が補助する事業並びに老人クラブが行う活動に対し指定都市が行う助成事業及び老人クラブが行う活動に対し中核市が行う助成事業
- ② 市町村老人クラブ連合会事業として、市町村老人クラブ連合会が行う活動に対し市町村が行う助成事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市老人クラブ連合会が行う活動に対して指定都市が行う助成事業及び中核市老人クラブ連合会が行う活動に対し中核市が行う助成事業
- ③ 都道府県老人クラブ連合会・指定都市老人クラブ連合会事業として、都道府県老人クラブ連合会が行う活動に対し都道府県が行う助成事業及び指定都市老人クラブ連合会が行う活動に対し指定都市が行う助成事業
- ④ その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資するとともに、社会参加の促進を目的とするなど都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う事業について、都道府県老人クラブ連合会が行う活動に対し都道府県が行う助成事業及び指定都市老人クラブ連合会が行う活動に対し指定都市が行う助成事業

(2) 特別事業

① 被災高齢者等把握事業

令和2年4月30日障発0430第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、老発0430第2号厚生労働省老健局長通知「被災高齢者等把握事業の実施について」の別紙「被災高齢者等把握事業実施要綱」に基づき行われる事業

② 老人福祉の適正な運営に必要な事業

老人福祉の適正な運営に必要な特別事業で、都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う事業及び市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、次の表の第3欄に定める種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 市町村が行う助成事業に対して都道府県が補助する3の(1)の①及び②の事業

(ア) 次の表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に $\frac{2}{3}$ を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 都道府県又は指定都市が行う3の(1)の③及び④の助成事業

(ア) 次の表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と都道府県、指定都市が助成した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 指定都市又は中核市が行う3の(1)の①及び②の助成事業

(ア) 次の表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と指定都市又は中核市が助成した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(4) 都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う3の(2)の事業

次の表の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(5) 市町村及び民間団体が行う事業に対して都道府県・指定都市・中核市が補助する3の(2)の①の事業

(ア) 次の表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（間接補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県・指定都市・中核市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(6) 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する3の(2)の②の事業

(ア) 次の表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 区分	2 細分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
高齢者日常生活支援等推進費	在宅福祉事業費	高齢者地域福祉推進事業費	<p>(1) 老人クラブ事業 1か所当たり 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>(2) 市町村老人クラブ連合会事業 1か所当たり 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>(3) 都道府県・指定都市老人クラブ連合会事業 1か所当たり 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>(4) その他の生きがい、健康づくり及び社会参加の促進を目的とする事業 1か所当たり 厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>老人クラブ事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p> <p>市町村老人クラブ連合会事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p> <p>都道府県・指定都市老人クラブ連合会事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p> <p>その他の生きがい、健康づくり及び社会参加の促進を目的とする事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p>	$\frac{1}{2}$ (第4欄に掲げる事業のうち指定都市・中核市が行う(1)及び(2)の事業) $\frac{1}{3}$
		特 別 事業費	<p>(1) 被災高齢者等把握事業 1か所あたり 厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>被災高齢者等把握事業の実施に必要な給料、職員手当等、報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	$\frac{1}{2}$ 特定非常災害の場合 $\frac{10}{10}$
			<p>(2) 老人福祉の適正な運営に必要な事業 都道府県、指定都市、中核市及び市町村が、厚生労働大臣の承認を受けて実施する老人福祉の適正な運営に必要な事業に要する費用の実支出額</p>	<p>老人福祉の適正な運営に必要な事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、負担金、補助金、扶助費、使用料及び賃借料</p>	$\frac{1}{2}$

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

①直接補助事業に係る場合

- (1) 事業に要する経費の各種目間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

②間接補助事業に係る場合

- (1) 都道府県が、間接補助金を市区町村に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア ①の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)及び(7)に掲げる条件。この場合において「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは、「都道府県」とそれぞれ読み替えるものとする。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

ウ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(2) 都道府県、指定都市、中核市が、間接補助金を民間団体に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア ①の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)及び(7)に掲げる条件。この場合において「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」、「指定都市市長」又は「中核市市長」と、「国庫」とあるのは、「都道府県」、「指定都市」又は「中核市」とそれぞれ読み替えるものとする。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

ウ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

エ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合も含む）は、別紙様式4により速やかに、遅くとも間接補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長に報告しなければならない。

らない。なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県、指定都市又は中核市に返還しなければならない。

(3) (1) 及び (2) により付した条件に基づき都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(4) 間接補助事業者から財産の処分による収入並びに消費税及び地方消費税にかかる収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) 間接補助事業者が (1) 及び (2) により付した条件に違反した場合は、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(6) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(申請手続)

6 都道府県の知事、指定都市及び中核市の市長は、別紙様式 2 による申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して交付の申請を行うものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6 に定める申請手続に従い別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 厚生労働大臣は、6 又は 7 に定める申請書が到達した日から起算して、原則として 2 月以内に交付の決定（変更の決定を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 10 都道府県の知事、指定都市及び中核市の市長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて翌年度の6月末日まで（5の①の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）に厚生労働大臣に提出して事業実績報告を行わなければならない。

(補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

在宅福祉事業費補助金調書

年度厚生労働省所管

(地方公共団体名)

国			地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
(項) 高齢者日常生活支援等推進費	円			円	円		円	円	円	円	
(目) 在宅福祉事業費補助金											

- 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目とともに、交付決定通知書に示した事業区分名も記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出にあつては、前記1国の歳出予算科目欄において交付決定通知書に示した事業費区分名を記載する場合において、これに対応する経費が目の内訳にかかるときは、当該経費を目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 市町村及び特別区が間接補助事業者等である場合における調書の作成は、本表に準ずること。この場合においては、本表中「国」とあるのは「都道府県」と、「地方公共団体」とあるのは、「市町村及び特別区」とし、歳出の予算現額及び支出済額欄の次にそれぞれ「うち間接補助金等相当額」の欄を設けること。

別紙様式2

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

年度在宅福祉事業費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。
なお、管内市町村分については、申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、併せて通知する。

申 請 額	金	円
都 道 府 県 分	金	円
市 町 村 分	金	円

(添付書類)

- 1 在宅福祉事業費補助金所要額調 (様式1)
- 2 事業計画書 (様式2)
- 3 歳入歳出予算書 (見込書) 抄本

在 宅 福 祉 事 業 費 補 助 金 所 要 額 調

(都道府県名)

種 目		総事業費 A 円	寄付金 その 他の 収入 B 円	差 引 額 (A-B) C 円	対象経費支 出予定額 D 円	基 準 額 E 円	都道府県補 助基本額 F 円	都道府県補 助所要額 G 円	都道府県補 助予定額 H 円	国庫補助 基本額 I 円	国庫補助 所要額 J 円	備 考
高齢者地域 福祉推進 事業費	老人クラブ事業											
	市町村老人クラブ連合会事業											
	都道府県・指定都市老人クラブ 連 合 会 事 業											
	そ の 他 事 業											
	小 計 (①)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別事業費	被災高齢者等 把握事業	都道府県実施分					/	/	/			
		都道府県補助分										
	老人福祉の適正な 運営に必要な事業	都道府県実施分						/	/	/		
		都道府県補助分										
	小 計 (②)	0	0	0	0	0	/	/	/	0	0	
総 計 (① + ②)							/	/	/	0	0	

(注)

- 1 A欄からD欄には、市町村に補助する分については市町村におけるそれぞれの額を記入する。
- 2 利用者から徴収した実費相当分（原材料費、光熱水費等）については、B欄に記入し、D欄には、実費相当分に対応する額は含めない。
- 3 E欄には、本通知から得られる基準額を記入する。
- 4 F欄には、C欄、D欄及びE欄とを比較して最も少ない額を記入する。
- 5 G欄には、F欄の額に下記の補助率を乗じて得た額を記入する。ただし、高齢者地域福祉推進事業費中都道府県・指定都市老人クラブ連合会事業及びその他事業についてはF欄の額を記入する。
 ・高齢者地域福祉推進事業費中老人クラブ事業及び市町村老人クラブ連合会事業については2/3
 ・特別事業費中都道府県補助分については1/2
- 6 I欄には、G欄とH欄とを比較して少ない方の額を記入する。ただし、特別事業費中都道府県実施分についてはC欄、D欄及びE欄とを比較して最も少ない額を記入する。
- 7 J欄には、特別事業費中都道府県補助分についてはI欄の額、その他の事業についてはI欄の額に1/2を乗じて得た額を記入する。（種目別に1,000円未満の端数を切り捨てる。）

在 宅 福 祉 事 業 費 補 助 金 所 要 額 調

(指定都市名)

種 目		総事業費 A	寄付金 の他の 収入 B	差 引 額 (A-B) C	対象経費支 出予定額 D	基 準 額 E	指定都市補 助所要額 F	指定都市補 助予定額 G	国庫補助 基本額 H	国庫補助 所要額 I	備 考
高齢者地域 福祉推進 事業費	老人クラブ事業										
	市町村老人クラブ連合会事業										
	都道府県・指定都市老人クラブ 連 合 会 事 業										
	そ の 他 事 業										
	小 計 (①)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別事業費	被災高齢者等 把握事業	指定都市実施分									
		指定都市補助分									
	老人福祉の適正な運営に必要な事業										
	小 計 (②)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総 計 (① + ②)							0	0	0	0	

(注)

- 1 利用者から徴収した実費相当分（原材料費・高熱水費等）についてはB欄に記入し、D欄には、実費相当に対応する額は含めない。
- 2 E欄には、本通知から得られる基準額を記入する。
- 3 F欄には、C欄、D欄及びE欄とを比較して最も少ない額を記入する。
- 4 H欄には、F欄とG欄とを比較して少ない方の額を記入する。
- 5 I欄には、H欄の額に1/2を乗じて得た額を記入する。ただし、高齢者地域福祉推進事業費中老人クラブ事業及び市町村老人クラブ連合会事業については1/3を乗じて得た額を記入する。（種目別に1,000円未満を切り捨てる。）

在 宅 福 祉 事 業 費 補 助 金 所 要 額 調

(中核市名)

種 目		総事業費 A	寄付金 の 他の 収入 B	差 引 額 (A-B) C	対象経費支 出 予 定 額 D	基 準 額 E	中核市補 助所要額 F	中核市補 助予定額 G	国庫補助 基本額 H	国庫補助 所要額 I	備 考
高齢者地域 福祉推進 事業費	老人クラブ事業										
	市町村老人クラブ連合会事業										
	小 計 (①)						0	0	0	0	
特別事業費	被災高齢者等 把握事業	中核市実施分									
		中核市補助分									
	老人福祉の適正な運営に必要な事業										
	小 計 (②)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総 計 (① + ②)							0	0	0	0	

(注)

- 利用者から徴収した実費相当分（原材料費・高熱水費等）についてはB欄に記入し、D欄には、実費相当に対応する額は含めない。
- E欄には、本通知から得られる基準額を記入する。
- F欄には、C欄、D欄及びE欄とを比較して最も少ない額を記入する。
- H欄にはF欄とG欄とを比較して少ない方の額を記入する。
- I欄には、H欄の額に1/2を乗じて得た額を記入する。ただし、高齢者地域福祉推進事業費中老人クラブ事業及び市町村老人クラブ連合会事業については1/3を乗じて得た額を記入する。（種目別に1,000円未満の端数を切り捨てる。）

高齢者地域福祉推進事業実施計画調

都道府県
指定都市 名
中核市

事業名	適正老人クラブ、 都道府県・指定都市・市町 村老人クラブ 連 合 会 数	事業実施予定 老人クラブ、 都道府県・指定都市・市町 村老人クラブ 連 合 会 数	対象経費支出予定額
(1)老人クラブ事業			
(2)市町村老人クラブ連合会事業			
ア 活動促進に対する助成			
イ 健康づくり・介護予防 支援事業			
ウ 地域支え合い事業			
エ 若手高齢者組織化・ 活動支援事業			
オ 市町村老連活動支援 体制強化事業			
小 計			
(3)都道府県・指定都市老人クラブ 連合会事業			
ア 老人クラブ等活動推進 事業			
イ 健康づくり・介護予防支援 事業			
ウ 地域支え合い事業			
エ 若手高齢者組織化・ 活動支援事業			
小 計			
(4)その他、高齢者の生きがい、健康づくり 及び社会参加の促進を目的とする等都道府 県・指定都市老人クラブ連合会が行う事業と して適当と認められる事業			

様式2の(2)の① 対象経費支出予定額算出明細書(被災高齢者等把握事業)

(県・指定都市・中核市名:)

(直接補助)

区分	費用の額
給料	
職員手当等	
報酬	
賃金	
共済費	
報償費	
旅費	
需用費	
役務費	
委託料	
使用料及び賃借料	
備品購入費	
負担金	
補助及び交付金	
合計	0

(間接補助)

区分	費用の額
給料	
職員手当等	
報酬	
賃金	
共済費	
報償費	
旅費	
需用費	
役務費	
委託料	
使用料及び賃借料	
備品購入費	
合計	0

様式2の(2)の②

被災高齢者等把握事業 事業計画書

1. 直接補助分

実施地域 A	実施期間 B	日数 (日) C	派遣 専門職員数 (延べ 人) D	対象人数 (人) E	うち関係支援機関 につないだ人数 (人) F	対象者の選定に 用いる名簿等 G	対象地域とする理由 H	備考 I
(例) ●●市△△地区	R1.10.12～R2.1.12	10日	24人	400人	200人	全戸訪問	多数の世帯が床上まで浸水し、安否確認の必要が生じたため。	
合計		10日	24人	400人	200人			

2. 間接補助分

実施地域 A	実施期間 B	日数 (日) C	派遣 専門職員数 (延べ 人) D	対象人数 (人) E	うち関係支援機関 につないだ人数 (人) F	対象者の選定に 用いる名簿等 G	対象地域とする理由 H	備考 I
(例) ●●市▲▲地区	R1.10.12～R2.1.12	10日	12人	300人	150人	避難行動要支援者名簿	多数の世帯が床上まで浸水し、安否確認の必要が生じたため。	被災高齢者のみ
(例) ●●市▲▲地区	R1.10.12～R2.1.12	10日	12人	100人	50人	避難行動要支援者名簿	多数の世帯が床上まで浸水し、安否確認の必要が生じたため。	被災障害者のみ
合計		20日	24人	400人	200人			

- (注) 1. E欄は、対象人数の把握が困難な場合は対象世帯数としても差し支えない。(その際は単位を世帯に変更すること。)
2. F欄は、既実施した地域のみ記入で差し支えない。
3. G欄は、訪問等の対象者(または世帯)の選定に用いた名簿の名称等に記載すること。なお、全戸訪問の場合はその旨記載すること。
4. H欄は、当該地域を対象とする理由を記載すること。(1～2行程度の簡潔な理由で差し支えない。)
5. 委託により事業を行う場合は、I欄に委託先を記入すること。
6. 被災高齢者と被災障害者の把握を別に行う場合は、行を分け、I欄に区分を記入すること。
7. (例)は提出時に削除すること。

様式2の(3)

特別事業(3の(2)の②の事業)実施計画調

事業名			
実施主体			
実施期間			
実施目的 及び内容			
支出額	区 分	対象経費支出予定額	積 算 内 訳
	人 件 費	円	
	旅 費		
	需 用 費		
	役 務 費		
	委 託 料		
	使用料及び賃借料		
	備 品 購 入 費		
	負担金・補助金		
扶 助 費			
	計		

(注) 各事業毎に作成し、要綱等関係資料を添付すること。

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

年度在宅福祉事業費補助金の事業実績報告について

年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度在宅福祉事業費補助金にかかる事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

なお、同日付で交付決定を受けた管内市町村分の標記に係る事業実績については、次のとおり報告があり、内容を審査した結果適正と認められるので、併せて通知する。

- 1 在宅福祉事業費補助金精算書（様式 1）
- 2 事業実績報告書（様式 2）
- 3 歳入歳出決算書（見込書）抄本

在 宅 福 祉 事 業 費 補 助 金 精 算 書

(都道府県名)

種 目	総事業費 A 円	寄付金 の 他 の 額 B 円	差 引 額		対象経費 実支出額 D 円	基 準 額 E 円	選 定 額 F	都 道 府 県 補 助 所 要 額 G 円	都 道 府 県 補 助 額 H 円	国 庫 補 助 基 本 額 I 円	国 庫 補 助 金 所 要 額 J 円	国 庫 補 助 金 交 付 決 定 額 K 円	国 庫 補 助 金 受 入 済 額 L	差引過不足額 (L-J)		備 考	
			C	C-A										超 過 額	不 足 額		
														M	N		
高齢者地域 福祉推進 事業費	老人クラブ事業																
	市町村老人クラブ連合会事業																
	都道府県・指定都市老人クラブ 連 合 会 事 業																
	そ の 他 事 業																
	小 計 (①)																
特別事業費	被災高齢者 等把握事業	都 道 府 県 実 施 分															
		都 道 府 県 補 助 分															
	老人福祉の 適正な運営 に必要 な事業	都 道 府 県 実 施 分															
		都 道 府 県 補 助 分															
	小 計 (②)																
総 計 (① + ②)																	

(注)

- 1 A欄からD欄には、市町村に補助する分については市町村におけるそれぞれの額を記入する。
- 2 利用者から徴収した実費相当分（原材料費、光熱水費等）については、B欄に記入し、D欄には、実費相当分に対応する額は含めない。
- 3 E欄には、本通知から得られる基準額を記入する。
- 4 F欄には、C欄、D欄及びE欄とを比較して最も少ない額を記入する。
- 5 G欄の額に下記の補助率を乗じて得た額を記入する。ただし、高齢者地域福祉推進事業費中都道府県・指定都市老人クラブ連合会事業及びその他事業についてはF欄の額を記入する。
 ・高齢者地域福祉推進事業費中老人クラブ事業及び市町村老人クラブ連合会事業については2/3
 ・特別事業費中都道府県補助分については1/2
- 6 I欄には、G欄とH欄とを比較して少ない方の額を記入する。ただし、特別事業費中都道府県実施分についてはF欄の額を記入する。
- 7 J欄には、F欄の額に下記の補助率を乗じて得た額を記入する。（種目別に1,000円未満の端数を切り捨てる。）
 ・特別事業費中都道府県補助分についてはI欄の額、その他の事業についてはI欄の額に1/2を乗じて得た額を記入する。
- 8 経費の配分変更を行った場合には、L欄にその変更後の額を記入し、備考欄または欄外にその増減額及び配分変更を行った相手方の種目を明らかにすること。
- 9 差引過不足額については、M欄に超過額を、N欄に不足額をそれぞれ記入する。

在 宅 福 祉 事 業 費 補 助 金 精 算 書

(指定都市名)

種 目	総 事 業 費	寄 付 金 そ の 他 収 入 額	差 引 額		対 象 経 費 実 支 出 額	基 準 額	指 定 都 市 補 助 所 要 額	指 定 都 市 補 助 額	国 庫 補 助 基 本 額	国 庫 補 助 所 要 額	国 庫 補 助 金 交 付 決 定 額	国 庫 補 助 金 受 入 済 額	差 引 過 不 足 額 (K-I)		備 考										
			A	B									(A-B)	C		D	E	F	G	H	I	J	K	超 過 額	不 足 額
																								L	M
高齢者地域 福祉推進 事業費	老人クラブ事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円										
	市町村老人クラブ連合会事業																								
	都道府県・指定都市老人クラブ 連 合 会 事 業																								
	そ の 他 事 業																								
	小 計 (①)																								
特別事業費	被災高齢者等 把握事業	指 定 都 市 実 施 分																							
		指 定 都 市 補 助 分																							
	老人福祉の適正な運営に必要な事業																								
	小 計 (②)																								
総 計 (① + ②)																									

(注)

- 1 利用者から徴収した実費相当分（原材料費、高熱水費等）については、B欄に記入しD欄には実費相当分に対応する額は含めない。
- 2 E欄には、本通知から得られる基準額を記入する。
- 3 F欄には、C欄、D欄及びE欄とを比較して最も少ない額を記入する。
- 4 H欄には、F欄とG欄とを比較して少ない方の額を記入する。
- 5 I欄には、H欄の額に1/2を乗じて得た額を記入する。ただし、高齢者地域福祉推進事業費中老人クラブ事業及び市町村老人クラブ連合会事業については、1/3を乗じて得た額を記入する。（種目別に1,000円未満の端数を切り捨てる。）
- 6 経費の配分変更を行った場合には、K欄にその変更後の額を記入し、備考欄又は欄外にその増減額及び配分変更を行った相手方の種目を明らかにすること。
- 7 差引過不足額欄については、L欄に超過額を、M欄に不足額をそれぞれ記入する。

在宅福祉事業費補助金精算書

(中核市名)

種 目		総事業費 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額		対象経費 支出額 D	基準額 E	中核市 所要額 F	中核市 補助額 G	国庫補助 基本額 H	国庫補助 所要額 I	国庫補助 交付決定 額 J	国庫補助 金 受入済額 K	差引過不足額 (K-I)		備 考	
				C										L	M		
高齢者地域 福祉推進 事業費	老人クラブ事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	市町村老人クラブ連合会事業																
	小 計 (①)																
特別事業費	被災高齢者等 把握事業	中核市実施分															
		中核市補助分															
	老人福祉の適正な運営に必要な事業																
	小 計 (②)																
総 計 (① + ②)																	

(注)

- 1 利用者から徴収した実費相当分（原材料費、光熱水費等）については、B欄に記入し、D欄には、実費相当分に対応する額は含めない。
- 2 E欄には、本通知から得られる基準額を記入する。
- 3 F欄には、C欄、D欄及びE欄とを比較して最も少ない額を記入する。
- 4 H欄には、F欄とG欄とを比較して少ない方の額を記入する。
- 5 I欄には、H欄の額に 1/2 を乗じて得た額を記入する。ただし、高齢者地域福祉推進事業費中老人クラブ事業及び市町村老人クラブ連合会事業については 1/3 を乗じて得た額を記入する。（種目別に1,000円未満の端数を切り捨てる。）
- 6 経費の配分変更を行った場合には、K欄にその変更後の額を記入し、備考欄又は欄外にその増減額及び配分変更を行った相手方の種目を明らかにすること。
- 7 差引過不足欄については、L欄に超過額を、M欄に不足額をそれぞれ記入する。

高齢者地域福祉推進事業実施状況調

都道府県
指定都市 名
中核市

事業名	適正老人クラブ、 都道府県・指定都市・市町 村老人クラブ 連 合 会 数	事業実施 老人クラブ、 都道府県・指定都市・市町 村老人クラブ 連 合 会 数	対象経費支出額
(1)老人クラブ事業			
(2)市町村老人クラブ連合会事業			
ア 活動促進に対する助成			
イ 健康づくり・介護予防 支援事業			
ウ 地域支え合い事業			
エ 若手高齢者組織化・ 活動支援事業			
オ 市町村老連活動支援 体制強化事業			
小 計			
(3)都道府県・指定都市老人クラブ 連合会事業			
ア 老人クラブ等活動推進 事業			
イ 健康づくり・介護予防支援 事業			
ウ 地域支え合い事業			
エ 若手高齢者組織化・ 活動支援事業			
小 計			
(4)その他、高齢者の生きがい、健康づくり 及び社会参加の促進を目的とする等都道府 県・指定都市老人クラブ連合会が行う事業と して適当と認められる事業			

様式2の(2)の① 対象経費支出済額算出明細書(被災高齢者等把握事業)

(県・指定都市・中核市名:)

(直接補助)

区分	費用の額(円)	積算内訳・内容
給料		
職員手当等		
報酬		
賃金		(例) 介護支援専門員 @10,000円 × 24人 = 240,000円
共済費		
報償費		
旅費		(例) 県庁-●●市役所(往復) @2,000円 × 24人 = 4,800円 (例) 宿泊費 @6,000円 × 24人 = 144,000円
需用費 ...費 (例)燃料費		(例) ガソリン代 @140円 × 20L × 2台 = 5,600円
役務費 ...費 ...費		
使用料及び 賃借料		
備品購入費		
委託料		(委託先・委託内容を以下に記入し、委託料の内訳をこの様式で別紙提出すること。) 委託先: 委託内容:
負担金		
補助及び交付金		
合計	円	

- (注) 1. 専門職員の雇上げに係る経費については、職種ごとに積算を作成すること。
 2. 積算内訳は[単価×人数・個数]の形で、可能な限り具体的かつ詳細に記載すること。(記載例を参考。)
 また、被災高齢者と被災障害者の把握を別に行った場合は、積算内訳を分けて記入すること。
 (本様式に記入しきれない場合は別業として差し支えない。)
 3. (例)は提出時に削除すること。

(間接補助)

区分	費用の額(円)	積算内訳・内容
給料		
職員手当等		
報酬		
賃金		(例) 介護支援専門員 @10,000円 × 24人 = 240,000円
共済費		
報償費		
旅費		(例) 県庁-●●市役所(往復) @2,000円 × 24人 = 4,800円 (例) 宿泊費 @6,000円 × 24人 = 144,000円
需用費 ...費 (例)燃料費		(例) ガソリン代 @140円 × 20L × 2台 = 5,600円
役務費 ...費 ...費		
使用料及び 賃借料		
備品購入費		
委託料		(委託先・委託内容を以下に記入し、委託料の内訳をこの様式で別紙提出すること。) 委託先: 委託内容:
合計	円	

- (注) 1. 専門職員の雇上げに係る経費については、職種ごとに積算を作成すること。
 2. 積算内訳は[単価×人数・個数]の形で、可能な限り具体的かつ詳細に記載すること。(記載例を参考。)
 また、被災高齢者と被災障害者の把握を別に行った場合は、積算内訳を分けて記入すること。
 (本様式に記入しきれない場合は別業として差し支えない。)
 3. (例)は提出時に削除すること。

様式2の(2)の②

被災高齢者等把握事業 実績報告書

1. 直接補助分

実施地域 A	実施期間 B	日数 (日) C	派遣 専門職員数 (延べ 人) D	対象人数 (人) E	うち関係支援機関 につないだ人数 (人) F	対象者の選定に 用いた名簿等 G	対象地域とした理由 H	備考 I
(例) ●●市△△地区	R1.10.12～R2.1.12	10日	24人	400人	200人	全戸訪問	多数の世帯が床上まで浸水し、安否確認の必要が生じたため。	
合 計		10日	24人	400人	200人			

2. 間接補助分

実施地域 A	実施期間 B	日数 (日) C	派遣 専門職員数 (延べ 人) D	対象人数 (人) E	うち関係支援機関 につないだ人数 (人) F	対象者の選定に 用いた名簿等 G	対象地域とした理由 H	備考 I
(例) ●●市▲▲地区	R1.10.12～R2.1.12	10日	12人	300人	150人	避難行動要支援者名簿	多数の世帯が床上まで浸水し、安否確認の必要が生じたため。	被災高齢者のみ
(例) ●●市▲▲地区	R1.10.12～R2.1.12	10日	12人	100人	50人	避難行動要支援者名簿	多数の世帯が床上まで浸水し、安否確認の必要が生じたため。	被災障害者のみ
合 計		20日	24人	400人	200人			

- (注) 1. E欄は、対象人数の把握が困難な場合は対象世帯数としても差し支えない。(その際は単位を世帯に変更すること。)
2. G欄は、訪問等の対象者(または世帯)の選定に用いた名簿の名称等に記載すること。なお、全戸訪問の場合はその旨記載すること。
3. H欄は、当該地域を対象とした理由を記載すること。(1～2行程度の簡潔な理由で差し支えない。)
4. 委託により事業を行った場合は、I欄に委託先を記入すること。
5. 被災高齢者と被災障害者の把握を別に行った場合は、行を分け、I欄に区分を記入すること。
6. (例)は提出時に削除すること。

様式2の(3)

特別事業(3の(2)の②の事業)実施状況調

事業名			
実施主体			
実施期間			
実施目的 及び内容			
支出額	区 分	対象経費支出額	積 算 内 訳
	人 件 費	円	
	旅 費		
	需 用 費		
	役 務 費		
	委 託 料		
	使用料及び賃借料		
	備 品 購 入 費		
	負担金・補助金		
扶 助 費			
	計		

(注) 各事業毎に作成し、要綱等関係資料を添付すること。

別紙様式 4

番 号
年 月 日

県 知 事
指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

住 所
法 人 名
代 表 者

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度在宅
福祉事業費補助金（被災高齢者等把握事業分）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額については、次のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第
15 条による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控
除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握で
きる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。